

中央大学法学部通信教育課程のご卒業、おめでとうございます！

信窓会神奈川支部より、同窓会組織である信窓会の基本的な仕組みのうち、特に新規卒業生の皆さまが戸惑いやすい部分を中心に説明させていただきます。信窓会及び信窓会神奈川支部について、詳しくは、信窓会神奈川支部の公式ウェブサイト（<https://kanagawa.chuo-u.com/>）をご確認ください。

■ 信窓会は「3層構造」となっています（以下は神奈川県の場合）

組織の名称	位置付け	主たる事業・活動	会費
学員会 (中央大学学員会)	中央大学全体の 唯一の卒業生団体	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙（会報）『中央大学学員時報』の発行 ・ホームカミングデーの開催 ・学員（中央大学卒業生）の集まりを育成・支援 ほか 	30,000円 (終身会費制)
信窓会 (中央大学学員会信窓会支部)	中央大学通信教育部の 唯一の卒業生団体	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙（会報）『白門信窓会報』『白門信窓往来』の発行 ・会員の「学びの継続」のための講演会・研修会・懇親会の開催 ・中央大学法学部通信教育課程在学生に対する指導援助 ほか 	3,000円 (年会費制)
信窓会神奈川支部 (中央大学学員会信窓会支部神奈川分会)	原則として神奈川県在住の 中央大学通信教育部の 卒業生を会員とする組織	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙（会報）『信窓かながわ』の発行 ・会員の「学びの継続」のための講演会・研修会・懇親会の開催 ・在学生に対する指導援助・県内学生会支部に対する支援 ほか 	2,000円 (年会費制)

■ 新規卒業生のための信窓会あれこれ

- ・原則として在住地の各都道府県支部（分会）に所属します。神奈川県在住の卒業生であれば、信窓会会員・信窓会神奈川会員として活動します。
⇒ 学生会支部のような都道府県境を跨いだ「掛け持ち入会」はできません。なお、所属にかかわらず、全国の信窓会の活動に参加することができます。
- ・学員会においては「信窓会支部」の所属となります。学員会の年次支部、地域支部と並ぶ職域等支部の一つとしての「学員会信窓会支部」です。
⇒ 学生会支部と同様、他の学員会支部（例：社会保険労務士白門会・相模原白門会など）との「掛け持ち入会」もできます。
- ・年会費の納入は「信窓会」と「所属する各都道府県支部（分会）」のそれぞれに対して必要となります。
⇒ それぞれの払込取扱票の送付時期は異なります。それぞれの会報などにも同封されるため、手許に年2回以上、同じものが届くこともあります。
- ・会費は年度内に何度でも納入できてしまいます。年度内に重複した場合であっても、重複分の次年度への繰越や納入済みの会費の返還などはできません。
⇒ 学生会横浜支部のような納入前の事前確認はありません。意図せずに「会費を2回お振込みいただきました」などにならないよう、ご注意ください。

■ お問い合わせは……

ご不明な点は、信窓会、又は在住地の各都道府県支部（分会）までお問い合わせください。学生会横浜支部・学生会神奈川支部の方は、それぞれの支部にても受け付けます。